

○秦野市結婚新生活支援事業助成金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日

施行

改正 令和 8 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、本市における少子化対策の推進に役立てることを目的として、婚姻を機に新たに市内に住宅を賃借し、又は引っ越しをする世帯に対し、住宅賃借費用及び引越費用の一部を予算の範囲内において助成することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 この要綱に基づく助成金（以下「助成金」という。）の交付決定を受ける年度（以下「交付決定年度」という。）の前年度の 1 月 1 日から交付決定年度の 2 月末日までの間に婚姻届を提出した又は受理された夫婦をいう。
- (2) 住宅賃借費用 婚姻を機に新たに市内に居住するための住宅を賃借する際に要した費用をいう。
- (3) 引越費用 婚姻を機に市内の住宅に引っ越しをするために要した引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。

(助成対象世帯)

第 3 条 助成の対象となる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 夫婦共に婚姻日（婚姻届を提出した又は受理された日をいう。以下同じ。）における年齢が 40 歳以下であること。
- (2) 申請時に取得できる最新年度の課税（所得）証明書をもとに、新婚世帯の合計所得金額を合算した額が 500 万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合は、課税（所得）証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除して算出した額が 500 万円未満であること。
- (3) 申請日において、夫婦の双方が別表第 1 に掲げる講座等のいずれかを受

講等していること。

- (4) 申請日において、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が、その申請に係る住宅の住所となっていること。
- (5) 申請日から3年以上継続して本市に居住する予定であること。
- (6) 申請日において、地域の自治会に加入していること又は加入する意思があること。
- (7) 申請日において、夫婦の双方に市税等の滞納がないこと。
- (8) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (9) 夫婦の一方又は双方が、過去に国の地域少子化対策重点推進交付金による結婚新生活支援事業に係る助成を受給していないこと（他の自治体での受給を含む。）。
- (10) 夫婦の双方が、秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等でないこと。

- 2 助成金の交付を初めて受けた新婚世帯であって、その交付決定年度における助成金の額が第5条第1項に規定する上限額に達しなかったもの（以下「継続世帯」という。）は、交付決定年度の翌年度の予算が措置された場合において、同年度に限り交付対象とする。

（令8. 4. 1・一部改正）

（助成対象経費）

第4条 助成金の対象となる経費は、交付決定年度の4月1日からその年度の2月末日までに支払った住宅賃借費用（別表第2に掲げる経費に限る。）及び引越費用（勤務先から引越手当が支給されている場合にあつては、その引越手当の額を控除して得た額とする。）であつて、申請日において支払済みのものとする。ただし、次の各号に該当する場合にあつては、それぞれの各号に定める条件を満たすものに限る。

- (1) 住宅賃借費用の助成を受ける場合で、婚姻日より前に賃借した住宅であるとき。婚姻を機に賃借した住宅であつて、その賃借日が婚姻日から起算して1年以内であること。
- (2) 引越費用の助成を受ける場合で、婚姻日より前の引っ越しであるとき。婚姻を機とした引っ越しであつて、その引越日が婚姻日から起算して1年以内であること。

（令8. 4. 1・一部改正）

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条の経費を合算した額とし、その上限額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める額とする。

- (1) 夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 60万円
- (2) 前号に掲げる世帯を除く世帯 30万円
- 2 前項に規定する助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、継続世帯に対する翌年度の助成金の額は、同項に定める上限額から前年度執行予算による受給済の額を差し引いて得た額を限度とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付決定年度の2月末日までに、結婚新生活支援事業助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、提出するものとする。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 助成対象世帯員全員の住民票の写し
- (3) 最新年度の課税（所得）証明書
- (4) 結婚新生活支援事業助成金同意書兼誓約書（第2号様式）
- (5) 申請日において、本市の市税の納税義務が発生していない場合、助成対象世帯員に前住所地での市区町村税の滞納がないことを証明する書類
- (6) 住宅の賃貸借契約書及びその支払を証する領収書等の写し（住宅賃借費用の助成を受ける場合に限る。）
- (7) 引越費用の支払を証する領収書等の写し（引越費用の助成を受ける場合に限る。）
- (8) 給与明細書等の写し（住宅賃借費用の助成を受ける場合であって、住宅手当が支給されている者又は引越費用の助成を受ける場合であって、引越手当が支給されている者に限る。）
- (9) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し（現に貸与型奨学金の返済を行っている者に限る。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、本市が必要と認める書類
- 2 前項各号に掲げる書類により確認する事項を本市が保有する公簿等により確認することができるときは、本人の同意に基づいて、その公簿等により確認し、その書類の提出を省略させることができる。

3 継続世帯にあっては、結婚新生活支援事業助成金交付申請書（継続用）（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、提出するものとする。

(1) 住宅の賃料の支払を証する領収書等の写し（住宅賃借費用の助成を受ける場合に限る。）

(2) 引越費用の支払を証する領収書等の写し（引越費用の助成を受ける場合に限る。）

(3) 給与明細書等の写し（住宅賃借費用の助成を受ける場合であって、住宅手当が支給されている者又は引越費用の助成を受ける場合であって、引越手当が支給されている者に限る。）

（交付決定）

第7条 前条第1項及び第3項の規定による申請があったときは、速やかにその書類を審査し、助成金の交付を決定したときは、結婚新生活支援事業助成金交付決定通知書（第4号様式）により、助成金の不交付を決定したときは、結婚新生活支援事業助成金不交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者が、助成金の交付を受けようとするときは、交付決定の日から起算して30日以内に、結婚新生活支援事業助成金交付請求書（第6号様式）を提出するものとする。

（助成金の交付）

第9条 前条の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 第7条に規定する交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部について返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 助成対象世帯員のうち、納税義務がある者に、第7条に規定する交付決定の日から起算して3年を経過する日前に、市税等の滞納が発生したとき。

2 前項の規定により助成金の返還を命じられた者は、指定する期限までにその助成金を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和10年3月31日限り、そ

の効力を失う。

附 則（令和 8 年 4 月 1 日）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

（令 8． 4． 1 ・ 追加）

ライフデザイン支援講座

プレコンセプションケアに関する講座

医療機関への妊娠・出産に関する相談

共家事・共育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）

備考 具体的な講座等の内容、受講方法等は、年度ごとに別に定める。

別表第 2（第 4 条関係）

（令 8． 4． 1 ・ 旧別表・一部改正）

住宅の賃料（婚姻を契機とした同居開始後に生じた賃料に限る。ただし、駐車場代を除くとともに、勤務先から住宅手当が支給されている場合にあつては、その住宅手当の額を控除して得た額とする。）、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料

第1号様式（第6条関係）

結婚新生活支援事業助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）

秦 野 市 長

住所

申請者 氏名

電話番号

秦野市結婚新生活支援事業助成金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申請者氏名			生年月日	年 月 日
配偶者氏名			生年月日	年 月 日
1 婚姻届提出（受理）日			年 月 日	
2 婚姻日における年齢			(夫) 歳 (妻) 歳	
3 合計所得金額	(夫) 円 (妻) 円 (合計) 円			
貸与型奨学金返済額	(夫) 円 (妻) 円 (合計) 円			
4 申請額	契約締結年月日	年 月 日		
住宅賃借	家賃・共益費	計	円 (a)	
		(①+②-③) × 月		
		① 家賃 月額	円	
		② 共益費 月額	円	
	敷金・礼金・仲介手数料	円 (b)		
小計 (a + b)	円 【A】			
引っ越し	引っ越した日	年 月 日		
	引越費用	計	円 【B】	
		④-⑤		
④ 費用	円			
⑤ 引越手当	円			
費用合計 (A+B)		円 【C】		
5 補助申請額（千円未満切捨て）				
※ 夫婦共に29歳以下の場合、【C】と60万円、それ以外の場合、【C】と30万円とを比較して、いずれか低い額を記載		円		

【裏面に続く】

6 講座の受講等		
夫	受講等の実施日	年 月 日
	受講等の内容	
妻	受講等の実施日	年 月 日
	受講等の内容	

第2号様式（第6条関係）

結婚新生活支援事業助成金同意書兼誓約書

年 月 日

（宛先）

秦 野 市 長

申請者	住所
	氏名（署名）
配偶者	住所
	氏名（署名）

私（申請者及び配偶者。以下同じ。）は、結婚新生活支援事業助成金の交付申請に当たって、次の事項に同意し、及び誓約します。

同意事項

- ☐ 秦野市が、本申請の審査に必要となる事項を確認するため、私の住民基本台帳、納税状況その他助成対象要件に関する事項について調査し、又は照会すること。
- ☐ 助成金の交付決定の日から3年の間、秦野市が、私の住民基本台帳及び納税情報について調査すること。

誓約事項

- ☐ 今後3年以上、秦野市に居住する予定です。
- ☐ 自治会に加入している、又は今後加入する意思があります。
- ☐ 過去にこの制度に基づく助成を受けていません。
- ☐ 本申請内容に虚偽はありません。

第3号様式（第6条関係）

結婚新生活支援事業助成金交付申請書（継続用）

年 月 日

（宛先）

秦 野 市 長

住所

申請者 氏名

電話番号

秦野市結婚新生活支援事業助成金交付要綱第6条第3項の規定により、次のとおり申請します。

1	前年度交付決定日	年 月 日		
2	前年度交付額	円【A】		
3	申請額	契約締結年月日	年 月 日	
		住宅賃借	計 円 (a)	
			(①+②-③) × 月	
			① 家 賃 月額 円	
			② 共 益 費 月額 円	
		敷金・礼金・仲介手数料	円 (b)	
		小計 (a + b)	円【B】	
	引っ越し	引っ越した日	年 月 日	
引越費用		計 円【C】		
		④-⑤		
	④ 費 用 円			
	⑤ 引越手当 円			
	費用合計 (B + C)	円【D】		
4	補助申請額（千円未満切捨て）		円	
※ 前年度申請時点で夫婦共に29歳以下の場合60万円、それ以外の場合30万円から【A】の額を差し引いて得た額と【D】とを比較して、いずれか低い額を記載				

第4号様式（第7条関係）

FNo. . . . ()
年 月 日

様

秦野市長

結婚新生活支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました結婚新生活支援事業助成金について、次のとおり交付決定しましたので、秦野市結婚新生活支援事業助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

交付決定金額	円
指示事項	

（ 事務担当は、〇〇部〇〇課〇〇担当です。
電話番号 ）

第5号様式（第7条関係）

FNo. ・ ・ ・ （ ）
年 月 日

様

秦野市長

結婚新生活支援事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました結婚新生活支援事業助成金について、次のとおり不交付を決定しましたので、秦野市結婚新生活支援事業助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

不交付の理由	
--------	--

（事務担当は、〇〇部〇〇課〇〇担当です。
電話番号

第6号様式（第8条関係）

結婚新生活支援事業助成金請求書

年 月 日

（宛先）

秦 野 市 長

住所

申請者

氏名

電話番号

年 月 日付で交付決定があった結婚新生活支援事業助成金について、秦野市結婚新生活支援事業助成金交付要綱第8条の規定により、請求します。

交付請求額											円
口座情報	金融機関名		本・支店								
	口座の種類	普通・当座	口座番号								
	(フリガナ)										
	口座名義人										